

1. 自治事務

| 手 続 名 | 根拠法令名・根拠規定 | オンライン化できない理由 | 備 考 |
|--|---|--------------|---|
| 転入届 | 住民基本台帳法第22条第 1 項 | | 2 オンライン化条件整備困難（住民基本台帳法に定める届出は、選挙権、国民年金等権利・法的地位に影響するものであり、虚偽転入・転出等の不正な転入・転出等を防止する措置を講ずることが重要。現行の制度運用においては、届出に当たり、形式的な書類審査のほか、窓口における質問、身分証明書の提示の要請等による本人確認や、客観的居住の事実に関する調査の実施など厳格な審査を行っているところであり、窓口での手続が前提） |
| 転居届 | 住民基本台帳法第23条 | | 2 オンライン化条件整備困難（住民基本台帳法に定める届出は、選挙権、国民年金等権利・法的地位に影響するものであり、虚偽転入・転出等の不正な転入・転出等を防止する措置を講ずることが重要。現行の制度運用においては、届出に当たり、形式的な書類審査のほか、窓口における質問、身分証明書の提示の要請等による本人確認や、客観的居住の事実に関する調査の実施など厳格な審査を行っているところであり、窓口での手続が前提） |
| 転出届（付記転出届を除く。） | 住民基本台帳法第24条 | | 2 オンライン化条件整備困難（住民基本台帳法に定める届出は、選挙権、国民年金等権利・法的地位に影響するものであり、虚偽転入・転出等の不正な転入・転出等を防止する措置を講ずることが重要。現行の制度運用においては、届出に当たり、形式的な書類審査のほか、窓口における質問、身分証明書の提示の要請等による本人確認や、客観的居住の事実に関する調査の実施など厳格な審査を行っているところであり、窓口での手続が前提） |
| 世帯変更届 | 住民基本台帳法第25条 | | 2 オンライン化条件整備困難（住民基本台帳法に定める届出は、選挙権、国民年金等権利・法的地位に影響するものであり、虚偽転入・転出等の不正な転入・転出等を防止する措置を講ずることが重要。現行の制度運用においては、届出に当たり、形式的な書類審査のほか、窓口における質問、身分証明書の提示の要請等による本人確認や、客観的居住の事実に関する調査の実施など厳格な審査を行っているところであり、窓口での手続が前提） |
| 請求代表者証明書の交付申請 | 市町村の合併の特例に関する法律施行令第 1 条第 1 項<市町村の合併の特例に関する法律> | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 都道府県選挙・市町村選挙の候補者の立候補届出等 | 公職選挙法第86条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項、第 8 項、第 9 項、第 10 項 | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 都道府県選挙・市町村選挙の当選人が兼職禁止の職を辞した旨等の届出 | 公職選挙法第103条第 2 項、第 4 項、第 104 条 | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 市町村又は都道府県の選挙における選挙公報の掲載文の申請 | 公職選挙法第168条 | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 市町村選挙の不在者投票用紙等の請求 | 公職選挙法施行令第50条第 1 項、第 51 条、第 52 条等<公職選挙法> | | 2 オンライン化条件整備困難（証明書の提示や本人の意思確認を必要としており、また、その手続行為の一部にでも瑕疵があれば選挙全体の効力に影響を及ぼしかねないものであるため、選挙の公正確保の観点から直ちにオンライン化を実施することは困難であり、他の実施状況等を踏まえ検討。） |
| 市町村選挙における郵便による不在者投票の投票用紙等の請求 | 公職選挙法施行令第59条の 4 第 1 項<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。） |
| 市町村及び都道府県の選挙における通称認定の申請等 | 公職選挙法施行令第89条第 5 項、第 6 項<公職選挙法> | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 都道府県選挙・市町村選挙の候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出 | 公職選挙法施行令第91条<公職選挙法> | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 納付又は納入の委託の申出 | 地方税法第16条の 2 第 1 項 | | 1,2 オンライン化条件整備困難（納税者等が有価証券を提供して納付又は納入の委託を申し出た場合は、現物を要する手続であるため。） |
| 所 管 手 続 数 合 計 | | 13 | |

注．「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行いが、平成 1 5 年度までに困難な場合

2. 第1号法定受託事務

| 手 続 名 | 根拠法令名・根拠規定 | オンライン化できない理由 | 備 考 |
|--|---|--------------|---|
| 在外選挙人名簿関連申請 | 公職選挙法第30条の5、公職選挙法施行令第23条の3等 | | 1 オンライン化条件整備困難（申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要するため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 衆議院小選挙区選出議員の選挙・参議院選挙区選挙における立候補届出等 | 公職選挙法第86条、第86条の4 | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 衆議院小選挙区選挙の候補者の除名・離党等の届出 | 公職選挙法第98条第2項 | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 衆議院小選挙区・参議院選挙区選挙の当選人が兼職禁止の職を辞した旨等の届出 | 公職選挙法第103条第2項、第4項、第104条 | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の申請 | 公職選挙法第168条 | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 選挙人名簿登録証明書の交付申請 | 公職選挙法施行令第18条第1項<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。） |
| 在外選挙人証の再交付の申請 | 公職選挙法施行令第23条の8第1項、第2項、第3項<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。） |
| 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求 | 公職選挙法施行令第50条第1項、第51条、第52条等<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（証明書の提示や本人の意思確認を必要としており、また、その手続行為の一部にでも瑕疵があれば選挙全体の効力に影響を及ぼしかねないものであるため、選挙の公正確保の観点から直ちにオンライン化を実施することは困難であり、他の実施状況等を踏まえ検討。） |
| 郵便投票証明書の交付申請 | 公職選挙法施行令第59条の3第1項<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。） |
| 衆議院・参議院選挙における郵便による不在者投票における投票用紙等の請求 | 公職選挙法施行令第59条の4第1項<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。） |
| 指定船舶に乗船している船員の不在者投票の申出等 | 公職選挙法施行令第59条の6第1項、第2項<公職選挙法> | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 在外投票（郵便投票・帰国投票）における投票用紙等の請求等 | 公職選挙法施行令第65条の11第1項、第65条の13第1項、第65条の14第1項<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。） |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙・参議院選挙区選出議員選挙における通称認定の申請等 | 公職選挙法施行令第88条第8項、第9項、第11項、第89条第5項、第6項<公職選挙法> | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出 | 公職選挙法施行令第91条<公職選挙法> | | 2 オンライン化条件整備困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。） |
| 所 管 手 続 数 合 計 | | 14 | |

注．「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行いが、平成15年度までに困難な場合

3. 第2号法定受託事務

| 手 続 名 | 根拠法令名・根拠規定 | オンライン化できない理由 | 備 考 |
|-------------------------------|-----------------------------------|--------------|--|
| 都道府県選挙の不在者投票用紙等の請求 | 公職選挙法施行令第50条第1項、第51条、第52条等<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（証明書の提示や本人の意思確認を必要としており、また、その手続行為の一部にでも瑕疵があれば選挙全体の効力に影響を及ぼしかねないものであるため、選挙の公正確保の観点から直ちにオンライン化を実施することは困難であり、他の実施状況等を踏まえ検討） |
| 都道府県選挙における郵便による不在者投票の投票用紙等の請求 | 公職選挙法施行令第59条の4第1項、第2項<公職選挙法> | | 3 オンライン化条件整備困難（投票に係る一連の手続の一部であり、本手続に付す自筆の署名は、投票等関連する手続に付される署名との照合に用いられるものであって、投票に係る公正性を担保するために不可欠なものであることから、オンライン化は困難。） |
| 所 管 手 続 数 合 計 | | 2 | |

注．「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行おうが、平成15年度までに困難な場合